

「構造改革特区提案の集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

政府では、構造改革特区制度に係る新たな規制の特例措置に関する提案を募集いたします。

1. 趣旨

政府では、構造改革特区制度に係る新たな規制の特例措置に関する提案を集中して募集いたします。

2. 提案の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案を提出いただけます。（民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。）なお、提案の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成22年10月18日(月)から平成22年11月17日(水)まで
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 構造改革特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-3539-2229

<メール> toc@cas.go.jp

5. 提案の取扱い

(1) 関係省庁との調整

いただいた提案については、関係省庁と調整を行います。

また、関係省庁との調整過程は、ホームページ上で公開されます。

構造改革特別区域推進本部ホームページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

(2) 結論

関係省庁との調整後、平成23年2月頃を目途に一定の結論を出すことを予定しています。

6. 募集する構造改革特区提案の概要

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集いたします。

(備考)

イ. 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせて講じることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として受け付け、関係省庁を一堂に集めた協議等により、プロジェクト全体の実現を目指します([9. 提案書の記載方法](#) 参照)。

ロ. 必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べることができます。

【構造改革特区制度の概要】

制度の内容については、次のホームページをご参照下さい。また、制度について、ご不明な点等ございましたら、[12. 連絡先](#) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

構造改革特別区域推進本部

検索 

※ なお、先般募集しました「総合特区制度」に関する提案で提出された規制の特例措置についても、個々の規制の特例措置(単に税財源措置の優遇のみを求めるものを除く。)として個別に、今回、構造改革特区制度において提案していただくことも可能です。

提案いただいた場合、他の提案と同様に、関係省庁から出された回答について、反論や懸念事項の

具体的な解決方法等のご提示等、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

(詳細については、[7. 提案書記載にあたっての留意事項](#)をご参照下さい。)

7. 提案書記載にあたっての留意事項

提案書の記載にあたっての留意事項は、次のとおりです。

- ① 提案のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記載すると、実現の可能性を高める上で効果的です。
 - イ. 規制改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。
 - ロ. どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どのような規制に変えればよいのか等を検討して下さい。
 - ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記載して下さい。
- ② 過去に提案されたものと同様の提案を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。
 - イ. 再提案の際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。
 - ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討下さい。
過去の募集における関係省庁の回答等は、[6. 募集する構造改革特区提案の概要](#)の【構造改革特区制度の概要】に記載のホームページでご覧になることができます。
また、類似する過去の提案についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、[12. 連絡先](#)にご相談下さい。
- ③ 関係省庁等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。
- ④ 単に税財源措置の優遇のみを求めるものは、対象となりません。
- ⑤ 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

予防措置(代替措置)の例

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税

を適正かつ確実に回収することができます。（実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。）

- ⑥ 提案提出後に行う関係省庁との調整の過程では、関係省庁から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。
- その際には、関係省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示下さい。
- ⑦ 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **12. 連絡先** にご相談下さい。

8. 提案に際しての注意事項

- ① 提案にあたっては、実現性を高めるためにも、積極的に下記をご活用下さい。

イ. 各都道府県に配置された構造改革特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」への相談

「特区エキスパート」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

ロ. 地域活性化統合事務局への相談

地域活性化統合事務局への相談には、**12. 連絡先** の電話又はメールをご利用下さい。メール相談については、相談内容を【toc@cas.go.jp】まで送付して下さい。

※ 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

ハ. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会等、ご要望に応じて担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。上記ロの電話又はメール相談を利用してお問い合わせ下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

- ② 認定申請と提案募集の違いについて

今回の提案募集は、構造改革特区における規制の特例措置の追加等の新たなアイデアを募集するものです。既存の構造改革特区の規制の特例措置を活用する場合の構造改革特別区域計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意下さい。

9. 提案書の記載方法

提案書の様式は別紙のとおりです。なお、具体的な記載方法については、記入例(別添)をご参照下さい。

10. 提案書の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

(1) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案書2部 及び ②電子媒体1式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きして下さい。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 提案書は、片面印刷にして下さい(両面印刷は避けて下さい。)
- ロ. 全ての書類(提案書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)
- ハ. オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。
- ニ. カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は白黒で作成して下さい。
- ホ. 提案書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。
「提案主体名 提案名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として、提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案主体が個人の場合は「個人」と記入して下さい。
また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入して下さい。
- ※1. 提案については、同一提案主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案主体から複数の電子媒体又は複数の電子ファイルを提出することはできません。
- ※2. 同一提案主体が複数の提案を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。
「提案主体名 提案名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

(2) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合に限ります。)

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 toc@cas.go.jp 】まで送付して下さい。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2229)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」と記載して下さい。(例:提案書送付 ○○町)

「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案主体が個人の場合は「個人」と記載して下さい。

ロ. 提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。

「提案主体名 提案名」(例:○○町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案主体名」は、イと同様に記載して下さい。また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記載して下さい。

※1. 提案については、同一提案主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案主体が複数の提案を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信して下さい。

ニ. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにして下さい(システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意ください。)。

1 1. 募集締切

3. 募集期間 の最終日正午までに必着。ただし、下記事項にご留意下さい。

(1) 持参の場合

3. 募集期間 の平日の10:00~17:00までの間に、**4. 提出先** にお越し下さい。

なお、募集期間最終日は正午までの受付となりますのでご注意ください。

(2) 郵送等による配達の場合

3. 募集期間最終日正午までに必着として下さい。

(3) 電子メールの場合

3. 募集期間最終日正午までに必着として下さい。

- ※ 期限に遅れて到着した提案書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案書については、受け付けられませんのでご注意ください。
- ※ 期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承下さい。なお、受付期間間際のご提出は、提案書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。
- ※ 提案内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案書に連絡先等を必ず記載して下さい。

12. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【地域活性化統合事務局】

稲村・石神・守安 03-3539-2229